

平成17年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成17年3月23日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 嶋田善行  | 2番  | 松田正  |
| 3番  | 飯高昭二  | 4番  | 西谷剛周 |
| 6番  | 浅井正八  | 7番  | 小野隆雄 |
| 8番  | 坂口徹   | 9番  | 浦野圭司 |
| 10番 | 吉川勝義  | 11番 | 三木誓士 |
| 12番 | 木田守彦  | 13番 | 木澤正男 |
| 14番 | 里川宜志子 | 16番 | 中川靖広 |

---

1, 欠席議員 (2名)

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 5番 | 森河昌之 | 15番 | 中西和夫 |
|----|------|-----|------|

---

1, 出席した議会事務局職員

|        |     |    |      |
|--------|-----|----|------|
| 議会事務局長 | 浦口隆 | 係長 | 猪川恭弘 |
|--------|-----|----|------|

---

1, 地方自治法第121条による出席者

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 町長     | 小城利重 | 助役     | 芳村是  |
| 収入役    | 中野秀樹 | 教育長    | 栗本裕美 |
| 総務部長   | 植村哲男 | 総務課長   | 西本喜一 |
| 総務課参事  | 吉田昌敬 | 企画財政課長 | 藤原伸宏 |
| 税務課長   | 植嶋滋継 | 住民生活部長 | 中井克巳 |
| 福祉課長   | 西川肇  | 健康推進課長 | 清水孝悦 |
| 環境対策課長 | 清水建也 | 住民課長   | 西谷桂子 |

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 都市建設部長 | 北村光朗 | 建設課長    | 堤和雄  |
| 建設課参事  | 今西弘至 | 観光産業課長  | 田口好夫 |
| 都市整備課長 | 藤本宗司 | 都市整備課参事 | 西田哲也 |
| 教委総務課長 | 野崎一也 | 生涯学習課長  | 阪野輝男 |
| 上下水道部長 | 池田善紀 | 上水道課長   | 水田美文 |
| 下水道課長  | 谷口裕司 |         |      |

---

## 1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 予算審査特別委員長報告について

日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 発議第 1 号 「性犯罪者の再犯を防止するための法制度の早期制定」を求める意見書について

追加日程 2. 発議第 2 号 障害者自立支援法案の慎重審議を求める意見書について

追加日程 3. 議案第 3 1 号 史跡中宮寺跡の用地の取得の変更について

---

## 1, 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

(午前9時30分 開議)

○議長（浅井正八君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。なお、森河議員、中西議員からは、欠席の通告をお受けしております。

よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従って議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。16番、中川委員長。

○建設水道常任委員長（中川靖広君） それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、3月14日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果について報告をいたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります、議案第8号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、委員から、広告物の高さ制限について、また、実際に設置された広告物が申請どおり設置されているかどうかは、どのように確認しているのかとの質疑がありましたが、理事者からは一定の答弁がなされております。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を受けた後、委員より質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を受けた後、委員より質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、理事者より説明を受けたところ、委員からは、工期延長に伴い繰り越しとなる工事について、周辺地域には周知しているのかとの質問があり、理事者より、該当自治会には回覧で工期の延期をお願いしたところであり、発進基地の周辺は、直接話をさせていただいているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、理事者より説明を受けた後、委員より質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、安堵町におけるポンプ場は完成し、流域下水道へ流入することに対し協議が完了いたしており、町公共下水道からの流入について、3月4日付で了承する旨の通知をいただいている。それにより、町の公共下水道の供用開始は、3月31日より供用開始することとし、3月15日から、供用開始に関する図書の縦覧を行う。

なお、供用開始に該当する自治会につきましては、既に説明会は終えているが、再度改めて回覧をお願いし、公共下水道の利用促進に努めてまいりたいと考えている。

また、指定工事店関係については、既に登録が済んでいる業者が37社、さらに本年度は21社が登録の申請を済ませており、平成17年度においては、合計58社となる見込みである。

次に、町の公共下水道事業の進捗状況は、龍田北汚水幹線1工区工事については、初日に5月31日までの工期の変更を議決いただいたところですが、既に北向きの推進工事、龍田神社向きについては最終立て坑に到達し、現在南向きの推進工事の準備に取り組んでいる。

その他の工事につきましては、舗装工事を残すのみで、測量設計業務委託作業及び下水道台帳作成業務も年度内に完了するよう、順調に作業が進められているとの報告がありました。

委員からは、若干の質問がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

委員会としては、一定の審査をしたということで終わりました。

次に、各課報告事項として、議案第15号 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）のうち当委員会に属するものについて、それぞれ各担当課長より報告がありました。

委員からは、ふるさと秋祭りについて、JR法隆寺駅の詳細設計について質問がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

これら報告事項については、委員会として了承することといたしました。

次に、その他として、委員より道路整備5カ年計画について、駅前交差点の音声信号機設置について、農業委員会定数について、質疑等がございましたが、詳細はここでは割愛をさせていただきたいと思えます。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会として、公共下水道事業に関することについて、及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。12番、木田委員長。

○厚生常任委員長（木田守彦君） それでは、厚生常任委員会の審査結果について報告いたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、3月15日、全委員の出席もとに委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず初めに、本会議から付託を受けました議案第2号 斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、前回の委員会でも委員構成について配慮を願いたいと申し上げていたが、その意図をどの程度酌み取ってもらっているのかとの質問があり、行動計画策定協議会の委員にお願いをしていく考えであり、青少年の関係については、関係機関に要望させていただいているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものとなりました。

次に、議案第3号 斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、この協議会の委員には介護をする側の人は入っているが、介護を受ける側の人の意見が反映出来る視点を持って委員を選ばれているかとの質問があり、現在、障害者福祉計画の見直しにたずさわっておられる委員にお願いしたいと考えている。介護をする人の意見も、介護をされる側の人の意見も大切だということは認識しており、必要があれば委員以外の方にも意見を聞いていくことを協議会で諮っていたきたいと考えているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものとなりました。

次に、議案第9号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、自動償還払いになることで、受診抑制につながるのではないかと懸念するが、どう考えているかとの質問に、結果として医療費の助成は受けられるので、家計への影響はないと考えている。一時的な支払いにはご理解を願いたいとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものとなりました。

次に、議案第10号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、今回の制度改正について応急小口資金貸付制度は有効な施策と考えているがとの質問に、福祉医療費の資金貸付制度も含めて研究してまいりたいとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものとなりました。

次に、議案第11号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、高齢者に対する制度改正の周知は難しいと考えるので、最大限の努力をお願いしたいとの意見がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものとなりました。

次に、議案第12号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例につい

てを議題とし、質疑をお受けしたところ、障害者の方の家族が高齢になっていることから、制度改正の周知に当たっては、その点について特段の配慮をいただきたいとの意見がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものとしたしました。

次に、議案第16号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、若干の質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものとしたしました。

次に、議案第17号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、ジェネリック医薬品の採用について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものとしたしました。

続きまして、継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、（仮称）総合福祉会館の整備については、本施設の早期建設に向け、慎重に取り組んでいるところで、現在の状況は、小吉田1丁目地内において用地の目途を立てています。その地権者の方々に今、交渉を行っているところで、年度末までには地権者との交渉を済ませ、用地の確保に向け、全力を挙げ取り組みたいと考えています。今後、確保について、まとまりましたならば当常任委員会にご報告申し上げたいと考えていますとの説明を受けました。

委員から若干の質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされており、一定の審査を行ったということで終わりました。

なお、委員会として本件についてのほか、所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

次に、各課報告事項といたしまして、本定例会に提出されております議案第15号 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、各担当課よりそれぞれ説明を受け、当委員会としては了承することとしたしました。

次に、その他といたしまして、委員より、いきいきの里増設工事に関して、当委員会での検討について提案があり、委員会として理事者への意見を取りまとめました。

町においては、現施設利用者の増を図ることから、平成17年度から入浴料を町内・町外に設定し、特に町内利用者については、料金値下げも実施することとされている。現時点において、利用者増の動向は今後の状況を見ていかないと判断が出来にくい中で、大広間増築工事で利用者増等が図れるとは考えにくい。

増設予定場所は、利用者が少ないものの、現に利用されている団体もあり、地元から建設要望も出されていない状況にある。

さらに、特別職給与や管理職手当の削減など、人件費のカットも予定されており、また（仮称）総合福祉会館も早期建設に向け努力を重ねておられ、それらの施設整備に重点を置き、対応を図る必要がある。

これらの観点から、大広間増築工事については、平成17年度では見直されるよう厚生常任委員会として要請する、というものであります。

理事者からは、真摯に受け止めてまいりたいとの答弁が得られております。

その他といたしまして、民生児童委員協議会の研修について、ビニールごみのリサイクルについて、住民基本台帳の閲覧について、ツベルクリン反応検査及びBCG予防接種についてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。2番、松田委員長。

○総務常任委員長（松田 正君） 本会議から付託を受けました議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について外7議案をはじめとする総務常任委員会に係る事案について、3月16日午後1時30分より総務常任委員会を開き、審査を行いましたので、その概要と結果について報告をいたします。

付託を受けました議案第4号から7号までの議案は、人件費削減に伴うものであり、



相互関連を有することから、一括提案として説明を受けることといたしました。

説明は、初日に行われた総括質疑及び一般質問での論議を踏まえ、総務部長が特に発言を求め、斑鳩町は単独町制の道を歩み始め、厳しい財政状況の中でも、安定した住民サービスを将来にわたって継続していくため、第3次斑鳩町行政改革大綱を確実なものとして取り組み、行政経営型システムへの転換を目指していく考えであり、そのためにも「財政健全化検討住民会議」を設置し、今後の財政運営の方向性と個別事業のあり方、行政と住民が果たす役割などについて広く意見を伺うことにし、徹底的な取り組みを職員が一丸となって行っていく決意であると強調し、財政健全化検討住民会議は9名で構成し、それぞれの立場から意見をいただくため、行政改革大綱との整合、企業代表者等民間経営の視点、大学教授、税理士、会計士等の専門的な視点、住民からの公募による住民との協働の4つの観点から選任させていただきたいと考えています。

また、設置期間につきましては概ね1年を予定しており、平成17年度末までに提議をさせていただきたいと考えており、会議開催回数は8回程度必要かと考えます。8月頃には中間報告をいただけるようにし、18年度の予算や施策の実行に反映したいと考えています。

この会議の進め方につきましては、町の方から組織・機構をはじめ施設管理、受益者負担、団体等補助金、財政規模に見合う行政サービスのあり方などの検討課題を提起させていただき、無駄を省き、経費の節減を図るのみでなく、住民と行政の役割分担を明確にしながら、民間経営の手法を取り入れた施策を住民の視点で議論をしていただきたいと考えているところです。

なお、職員の退職手当の取り扱いについては、人事院規則の改正により、国は退職時の特別昇給制度を16年5月から廃止したことを踏まえ、斑鳩町における取り扱いについて検討いたしてきましたが、平成18年1月から廃止することにし、必要な規則の改正手続を進めることにしていますが、調整手当については、奈良県内各町村が一律に3%を支給する旨の取りまとめがあることから、その経緯と今後の動向を見守りながら、廃止について検討していきたいと考えています。

また、常勤の特別職等の給料の削減措置について、「当分の間」としているのは、給与体系の見直しを検討する必要があると考えており、その結論を得るまでの間という意味であり、少しでも現状での歳出の均衡を図るため、自らが給料の減額及び一般職の管理職手当の削減などを実施することにより、行政自らが率先して内部努力を行っていく

という決意のあらわれとご理解をいただき、これら人件費に係る条例案の可決をお願いしたい、と改めて要請をされました。

その後、担当課長から各議案の改正趣旨についての説明を受け、質疑応答に入りました。各委員からの質疑、意見としては、常勤特別職等の給与減額措置をとりながら、ただし書きによって退職金の取り扱いは従来そのままとした理由、管理職手当の減額を課長補佐までを対象としていた当初計画をなぜ除外したのか等に集中し、質疑応答が繰り返されましたが、双方の意見がかみ合わず、委員会審議を中断、委員会としての審議の進め方を協議をいたしました結果、理事者側答弁は人件費抑制への踏み込みが不足しており、本気で取り組もうとする気力に欠けているように感じられ、その対応に不満が残るという共通の認識では一致出来る。だからといって、議案に反対することにはならないのではないかという消極的賛成論と、人件費抑制を真剣に考えているという意欲が全く感じられず、その対応には納得出来ないとして、反対だとする意見に分かれ、最終的には賛否の表決に付することにいたしました。

結果は、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号は、一括採決によって賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について申し述べます。

議案の提案説明を受け、他の常任委員会に係る補正予算の各事案については、それぞれの担当常任委員会で説明、了承されているということを報告の上、審査することにいたしました。

総務常任委員会での議論の焦点は、繰越明許費にからむJR法隆寺駅周辺整備事業についてでありました。

JR法隆寺駅を中心とする周辺整備事業で、地元自治体の負担が大きく、JRの負担が僅少であることにふれての対応が、果たして妥当なものであるかどうかについて疑問だとして質疑が交わされました。その主な点としては、橋上駅と自由通路を併設する場合と分離した場合、自由通路新設に伴う交通量見込み、踏切道改良に伴う混雑緩和予測と自由通路の効用など、費用対効果がどのように分析されてきたのかが明らかでない。なお、その上、特殊な工事とはいえ、設計、工事はJR主導で自治体はその言いなりになって、膨大な負担を強いられているのではないかという疑念を抱かざるを得ない、というものであり、採決の結果、一般会計補正予算（第8号）について、総務常任委員会

としては賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号、議案第29号、議案第30号については、吉野郡西吉野村及び大塔村が平成17年9月25日に五條市に編入されることに伴う組織・規約の改正を内容とするものであり、一括議題として審議することといたしましたが、格別に質疑もなく、当委員会としては原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査事案、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、史跡中宮寺跡の用地の取得状況について説明を受けました。

昨年12月定例議会で史跡中宮寺跡の用地取得について、16年度計画、地権者8名、17筆について議決を得たところではありますが、うち法人地権者1名の所有地2筆について16年度内の契約が見込めなくなったので、平成17年度で公有化を予定していた地権者のうち、1名の所有地1筆を振り替え取得することにしたい。なお、その承認を得られれば、最終日に追加議案として「史跡中宮寺跡の用地の取得の変更について」を提出することにしたいので、了承を得たいというものであります。

総務常任委員会は、この説明による措置を妥当なものとして了解することといたしました。なお、追加議案として提出されます用地取得の変更事案は、当委員会への審議付託は省略されることについて了解していることを申し添えておきたいと思っております。

各課報告事項としては、斑鳩町土地開発公社の経営健全化についてであります。前回の委員会、2月18日ではありますが、での指摘に基づく詳細な資料提示を受け、改めて計画説明を受けました。

計画実行の上で、一般競争入札などの手法も説明されていますが、その予定価格の設定など大変難しい問題があると考えられるので、対応はよほど慎重を期すようにとの意見が述べられ、今後の対応について注目することにいたしました。

以上が付託事案を中心といたします。総務常任委員会の審議経過の概要と結論についての報告であります。よろしくお願いをいたします。

- 議長（浅井正八君） 次に、日程4、予算審査特別委員長報告について、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。11番、三木副委員長。
- 予算審査特別副委員長（三木誓士君） 委員長欠席のため、かわって副委員長の私が予算審査特別委員長報告を行います。

平成17年度斑鳩町一般会計予算並びに特別会計予算、水道事業会計予算など本会議から付託を受けました7議案の審査を行うため、3月9日、10日、11日の3日間に

わたり委員会が開かれましたので、その審査の概要と結果について報告させていただきます。

初めに、議案第20号 平成17年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総務部長より、一般会計予算の総括説明と歳入全般について、あわせて当町の財政事情の説明を受けることといたしました。

歳入面では、配偶者特別控除の上乗せ部分廃止等の税制改正やたばこ税などの増による町税の増収、「三位一体の改革」に係る政府・与党協議会の合意に基づく地方交付税総額の確保などにより、平成17年度の特例債を除く一般財源総額は、前年度と比較して、8,334万円、1.4%の増となっております。

しかしながら、その構造は、町民税では、地価の下落に伴う固定資産税等の減収が見られ、また通常収支に係る地方財源不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として許可される臨時財政対策債が、平成16年度許可予定額と比較して、1億1,330万円、23.2%の減額となるなど、引き続き厳しい状況が続いております。

一方、歳出面においても、衛生処理場にかかる修繕費が事業完了により、維持補修費で、9,328万円、42.2%の減となったものの、JR法隆寺駅周辺整備をはじめとする都市基盤の整備、史跡中宮寺跡整備など文化財の保存・継承への取り組みにより、投資的経費が2億3,090万円、15.3%の増、また、未来を担う子どもたちの教育や保育、住民の健康対策、環境問題への対応、その他各分野において相当額の財政需要があることから、大幅な財源不足が生じたところであります。

このため、職員総数の抑制、町三役・教育長の給料の抑制及び部課長級の管理職手当の抑制などによる人件費の縮減や、委託料を中心とした施設管理費等の縮減、県内出張に伴う日当の廃止などにより、経費の縮減を図る一方、臨時財政対策債、減税補てん債などの特例的な町債を確保するなどして、その対応に努めましたが、なお、不足する財源につきましても、やむを得ず基金の活用などにより財源を捻出し、収支の均衡を図ることといたしました。

このように、引き続き厳しい財政環境の中ではありますが、限られた財源の中で行政サービスの維持・向上に努めていくため、真に優先度の高い施策・事業に重点的な配分を行い、今求められている行政課題に果敢に取り組み、第3次斑鳩町総合計画に掲げた主要施策の着実な推進を図ってまいりますと述べられています。

一般会計全般にわたっての総括説明及び歳入についての質疑では、職員駐車場の使用

料について、施政方針の予算への反映について、職員の資質の向上について、監査結果報告における指摘事項について、第3次斑鳩町行政改革大綱の執行について、広域行政の推進について、たばこ税収入について、税の納税と滞納処理の見通しについてなどの質問がありました。それぞれ、理事者より一定の答弁がなされております。

続いて、一般会計の歳出についてであります。第1款議会費については、監査委員の講評でどのような指摘があったのかとの質問に、議員定数の県下の状況、全国の議会の状況について質疑があり、議員の期末手当や法定定数と現定数等が比較出来る資料を求められたとの答弁がありました。

次に、第2款総務費については、自治会未加入者への対応について、防犯灯の設置補助金について、女性のエンパワーメント活動支援及びまちづくり人材育成について、コミュニティバスの運行について、こども110番及びSOSネットワークについて、無料法律相談について、地域集会所補助金について、固定資産評価替え及び路線評価について、奈良地方法務局斑鳩出張所の統廃合に係る問題についてなどの質問がありました。

理事者からは、女性のエンパワーメント活動については、男女共同参画の啓発、実践を行うグループに補助金を出しており、国の基本法にある国際化の推進を通じて、小学生に国際理解を深める事業を行ってもらっているとの答弁でした。

奈良地方法務局の斑鳩出張所の廃止に関しては、その後の利用については、生駒郡内の4町が共有していることから、今後、4町での話し合いがあつてからのことであり、その段階において、議会ともご相談が必要であると考えているとの答弁でした。

次に、第3款民生費については、部落解放同盟研究会への研修参加について、民生児童委員協議会の研修費助成金の削減について、ふれあい交流センターの増築の必要性について、民生委員推薦会について、介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の見直しについてなどの質問がありました。

理事者からは、民生児童委員の研修費助成額の削減については、査定段階で研修された内容を十分精査した結果、県内で十分出来るという判断を持ったため減額しているとの答弁でした。委員より、なぜ民生児童委員のみが、そういう考えをされたのか、他の委員会の研修も見させてもらってから話をしたいとのことでした。

ふれあい交流センターの増築については、利用者減少を払拭するため、利用者からの要望もあることから、大広間の増築でセンターの充実を図り、利用者の増加に努力したいとの答弁がありました。委員からは、地域交流館をやめてまで進めた事業であるの

で、小手先だけのことではだめであるとの意見や、人が来てもらえるようにする工夫が必要で、ただつくればいいというのではいけないと思うとの意見などがありました。

次に、第4款衛生費については、インフルエンザ予防接種の委託料について、ごみ処理広域化計画の考え方について、し尿処理場の今後のあり方等について、美化キャンペーンについて、ごみステーションについて、火葬場周辺対策整備事業の補助金について、生ごみ減量化の促進について、粗大ごみの収集について、衛生処理場で使用している機械リースについて、ビニールごみの処理について、乳児健診の実施について、犬のふんの問題について、ごみのゆくえ探検ツアーについてなどの質問がありました。

理事者からは、インフルエンザ予防接種については、国の5,020円という基準がある中、広域7町の医師会等との協議の中で取り決めており、堅持したいと考えているとの答弁でしたが、委員より、何の異議も申されずに来ていることは、好ましくない。広域圏での町長の頑張りに期待するとの意見がありました。また、薬の価格は変動すると思うので、市場価格を調べ、医師会とも交渉しながら、この額は検討していただきたいとの意見もありました。

ごみ処理広域化計画については、町としては早期に、計画を立てられた範囲内で、県はきっちりとしたまとめをしてほしいと要望しているとの答弁でした。

ごみステーションについては、将来的には、各自治会に少なくとも1つは設置していただき、ごみの収集を効率的に行いたいというのが理想であるとの答弁でした。

粗大ごみの収集については、現品を確認し、その物を特定することで、もめ事が起こらないようにするためにも、立ち会いをお願いしているところであるとの答弁でした。

衛生処理場で使用している機械リースについては、購入して使用する場合、機械の維持管理に別途費用が必要であるし、故障時には応急的にレンタルする必要も出てくることから、現在のところ、レンタルがよいと考えているとの答弁でした。

ごみのゆくえ探検ツアーについては、そのツアーに参加していただいた方々が、色々な場面で、そこで経験されたことを話していただくことで、周りの方々が環境問題への認識を新たにしていだけるという効果が費用対効果ではないかと考えているとの答弁でした。

次に、第5款農林水産業費については、農業経営の安定化と後継者問題への取り組みについて、農業委員会委員の定数について、研修について、高安集荷場入口整備について、有害鳥獣の駆除についてなどの質問がありました。

理事者からは、農業経営の安定化と後継者問題への取り組みについては、昨年度、調査した農地の利用状況について、現在、とりまとめているところで、それらをもとに、色々なことについて協議していきたいと考えているとの答弁でした。

有害鳥獣の駆除については、今後、猟友会への委託による駆除だけが農作物を被害から守るという方策としていいのかということもありますので、その他の方法についても検討する中では、被害状況も把握することが対策の材料にもなるので、それらも検討していきたいとの答弁でした。

また、委員より、各委員会の研修については後退がないのに、民生児童委員の研修だけは削減されたのかとの質問があり、今後、こうした研修内容を精査し、内容が不十分であれば指導等行うなどの対応をしてまいりたいとの答弁がありました。

次に、第6款商工費については、観光会館の利用状況について、シルバー人材センターの生ごみの有機肥料化について、歴史街道ネットワーク事業の着地点について、ふるさと秋祭りについて、ビジット・ジャパン・キャンペーンに関連した奈良県が進めている路線整備について、外国人を誘致する観光と商業が一体となったまちづくりについて、商工業者が自立する負担金・補助金・交付金のあり方について、法隆寺門前の歩道の段差についてなどの質問がありました。

それぞれについて、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、第7款土木費については、市街化区域内の道路整備について、道路整備5カ年計画について、新家地区の土地区画整理の推進について、JR法隆寺駅周辺整備事業及び駅舎整備について、歩道のバリアフリー化について、登記業務委託料について、広告物撤去業務委託料について、景観作物の栽培について、公園の草刈りについてなどの質問がありました。

理事者からは、市街化区域内の道路整備については、道路整備5カ年計画として、市街化区域内外で取り組んでおり、地域からの要望等も見直し時期に検討を行っているとの答弁でした。

新家地区の土地区画整理事業については、JR駅周辺整備の中で対応をさせていただいており、地元へは用地の協力をお願いに上がっている状況であるとの答弁でした。

歩道のバリアフリー化については、歩道の基準はバリアフリー法の基準に合わせて整備を行うため、段差はなく、幅も2メートル以上と考えているとの答弁でした。

広告物撤去業務委託料については、簡易除却をシルバー人材センターに委託しており、

月2回で、町の指示する路線で作業を実施してもらっている。また、職員も住民等から連絡のあった物件について、直ちに状況確認をして、撤去等を行ったり、掲出者へ自主除却の指導もしながら対応を図っているとの答弁でした。

なお、JR法隆寺駅周辺整備事業及び駅舎整備については、各委員より、種々意見等が申されており、理事者より一定の答弁がなされておりますので、ここでの報告は割愛させていただきます。

次に、第8款消防費については、災害備蓄物資に係る避難想定人数の算定について、消防団の報酬、活動等についての質問が委員よりありました。それぞれ理事者から一定の答弁がなされております。

次に、第9款教育費については、公民館長の設置について、人権教育、地区別懇談会について、法隆寺マラソンについて、町のスポーツ施設利用マナーについて、町民プールの閉鎖期間の管理について、小中一貫教育の研究状況について、図書館の図書購入の基準について、各種団体への補助金等の妥当性について、青少年野外活動センターの利用状況と管理運営について、体育協会の活動について、町民体育大会について、ホリデイ学園について、青少年悩みの相談での就職相談について、子ども安全安心メールの配信についての質問がありました。それぞれ、理事者より一定の答弁がなされておりますが、公民館長を置くことは住民への対応に不都合がないようにするためにという姿勢は評価出来るが、町職員の退職者を置くという人事は、住民の目線で考えると好ましくない。

スポーツ施設の利用について、使用料で利用者に受益者負担を求めることは当然のこととは思いますが、他町に比べて格安であることから、利用者に清掃などの協力を求めて、みんなの施設であるという、最低限のマナーが必要であるという、自覚を持ってもらうことが必要である。

町民体育大会については、自治会未加入者への対応も含めて、すべての町民が参加しやすい環境づくりを検討してもらいたい。

就職相談については、相談員任せにならずに、町も連携をとって問題解決に当たる視点を持っていただきたい。

子ども安全安心メールの配信については、メールの配信も確かに必要だが、地域で不審者を監視するという事は、警察や地域住民からの情報をスピーディに入手することが重要で、十分配慮いただきたいなどの意見が委員より述べられております。



次に、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費については、委員より、起債残高と町政の見通しについて、中長期の財政見通しにおける総合福社会館とJR法隆寺駅周辺整備事業についての質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

以上で、一般会計についての審査を終えることといたしました。

続いて、各特別会計予算審査の概要について報告いたします。

初めに、議案第21号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算では、国民健康保険税の増収要因について、資格証の発行について、ジェネリック医薬品の普及についてなどの質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、議案第22号 平成17年度斑鳩町老人保健特別会計予算については、特段の質疑がありませんでしたので、審査を終えることといたしました。

次に、議案第23号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、委員より、下司田池の明渡し訴訟について、出来るだけ早く解決するよう努力願いたいとの意見がありました。

次に、議案第24号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、供用開始に伴う事務増加に対する適正な人員配置について、流域下水道維持管理負担金についてなどについて質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、議案第25号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、委員より、若干の質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、議案第26号 平成17年度斑鳩町水道事業会計予算について、委員より、平成11年度に購入された材料の経理処理の問題について、支払いのミスについて、随意契約による自動車の購入について、今後十分に気をつけてもらいたいとの意見が述べられております。

以上のような審査経過を得ながら、平成17年度斑鳩町一般会計予算並びに各特別会計予算等について付議順序に従って採決を行いました。

議案第20号 平成17年度斑鳩町一般会計予算については、賛否の討論を行いました。

反対者の意見としては、斑鳩町が単独でいくということの中では、非常に財政的に厳しい状況が予想されます。中長期の町の財政の見通しを見ましても非常に厳しいことが如実にあらわれているわけですが、今、現実的には今回の17年度の一般会計予算の中

では、人件費の削減など一定の町なりの方針は出されておりますが、非常に微々たるものです。実際には、JR法隆寺駅の橋上駅舎等の何十億というような事業や総合福祉会館等、私は事業、町財政をやっていく中では非常にこれが将来の斑鳩町の足かせになると思います。また、ごみ行政についても、町指定のビニールごみ袋など、やはり削減出来ることは徹底して削減するという、そういう姿勢が欠けていると思いますし、特定団体への職員の研修派遣など、やはりもう少し長期財政の健全化を目指した予算にしてほしかったと思い、私自身として納得できないので、反対するというものであります。

賛成者の意見としては、本町を取り巻く環境は、長引く不況による景気低迷や三位一体の改革の推進により、町税収入や地方交付税など町政運営の基盤となる歳入が構造的に減少していく中であって、住民に最も身近な行政として日々刻々と変化する行政需要に適切にこたえつつ、将来にわたり安定した行政基盤を確立していかなければならない厳しい状況にあります。このような状況だからこそ、私は議会と町行政はそれぞれの立場でより一層切磋琢磨して町政の運営に取り組んでいかなければならないものと考えております。

平成17年度予算は、一般財源の総額が引き続き減少する中で、町三役及び教育長の給料や部課長級の管理職手当の抑制、施設管理経費の見直しなど、内部努力を行いながら、JR法隆寺駅周辺事業、都市計画道路法隆寺線の整備などの都市基盤整備や史跡中宮寺跡の整備など、文化財の保護に重点的に取り組まれようとしています。さらに、災害に係る備蓄物資の充実や県福祉医療費助成制度改正への対応、乳がん検診時のマンモグラフィーの導入、学校校舎の耐震補強、子ども安全安心メールなど、少子高齢化社会の進行、防災防犯など今日的な行政需要に対応されています。

なお、ふれあい交流センターいきいきの里の大広間増設等の充実につきましては、所管の厚生常任委員会とも十分かつ慎重に今後協議をしていただきたい。また、福祉の後退にならないよう、民生児童委員協議会の研修についても、弾力性を持って対応していただきたい。さらに、ビニールごみ処理問題についても、十分再検討していただきますよう要請いたします。

以上のことから、私は本町の行政課題に対し積極的に取り組むための予算を編成されたものと考え、賛成するものであり、最後に、本予算審査特別委員会の審議の中で、各委員からはそれぞれの視点から厳しい意見や一層の改善、改革の要求がされております。ここに理事者はもちろんのこと、職員一人ひとりが審議の内容を真剣に受け止められ、

様々な可能性に全力で挑戦されることを期待し、賛成意見とするというものでありました。

本件については、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第22号 平成17年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、議案第23号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、議案第24号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、議案第25号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第26号 平成17年度斑鳩町水道事業会計予算については、いずれも採決の結果、満場一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が、本会議から付託を受けました予算関係7議案についての審査の内容と結果であります。

これもちまして、予算審査特別委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行います。

議案第2号 斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第2号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第3号 斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第3号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に

関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議案第4号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。4番、西谷議員。

○4番(西谷剛周君) 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

この条例の中では、平成17年の4月1日から当分の間、特別職の職員の給与月額は、第3条の規定にかかわらず、別表の額から町長においてはその額に100分10を乗じて得た額を減じた額とし、助役においてはその額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とし、収入役においてはその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、奈良県市町村職員の退職手当等に関する条例第7条及び第16条の規定を適用する場合における給与月額は、別表の額とする、という形で出ております。

昨年の12月に、斑鳩町が単独でいくということを決め、町長自ら単独で斑鳩町を運営していく中で、特別職の報酬、あるいは役場職員の管理職のカットを明言いたしました。そして、具体的にそういう数字が出てきたわけですが、実際に今回の上ってきた中では、報酬については10%、7%、5%という形でカットするが、それも当分の間。それで、退職金は以前のままで。これは、住民からしたら非常に、住民の常識からすれば、非常に非常識な私は常識やと思います。

本来、斑鳩町がこのような財政の状況になった、平成35年にはもう財政が硬直化すると、そのような説明をしていながらこのような改革に終わっていることについて私は非常に不満に思いますし、本来こういう町財政に陥った責任は、小城町長、あるいは町の職員、我々議員、議会、この3者に私は責任があると思います。その中では、それぞれの責任をとらなければならない人間がそれなりの私は責任をとるべきやと思いますし、それが住民に対し、本当に斑鳩町がこれから身を引き締めて斑鳩町単独でいくんやというそういう財政再建の意思表示になりますし、それが住民に対する私は行政としての務めやないかなということを思います。

よって、この案については私は反対いたしたいと思いますので、皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（浅井正八君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

昨年12月に行われた住民投票の結果を踏まえ、斑鳩町は単独町制でいくことになりましたが、経済情勢や三位一体の改革という地方の責任ではないものの、国の厳しい状況の中、将来を見通す財政計画が必要となっています。当面の歳出を少しでも削減しようとするこの議案は、町長、助役、収入役の給与について一定の割合でおのおの削減し、今後の決意をあらわしたものと解釈をし、そのことについては反対する理由もなく、一定の評価をし、賛成をしたいと思っております。

ただ、これまで町長の退職金問題にも様々に言及されていた経過もあることから、本来は報酬審議会の結論を見るのが望ましいことは言うまでもありません。これからの厳しい財政状況乗り越えていくために、財政健全化検討会議を立ち上げ、今後の財政運営の方向性や事業のあり方、行政、住民それぞれの果たす役割のあり方などの意見を、住民皆さんから聞き、その提言を財政の健全化に向けた取り組みへと反映させ、財政健全化計画の策定に向けて努力するとされていますが、今回のように当面の削減というやり方は、小手先の施策ととられることもあり、抜本的な改革とはなり得ないという見方もあることから、具体的、合理的、合法的な案を町が示し、慎重な審議のもと、実効性のある財政健全化計画の策定をされることをお願いを申し上げます。私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（浅井正八君） 起立多数であります。よって議案第5号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部

を改正する条例についてを議題とし、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

先ほどの案件で、共産党の議員が賛成するというのはまいりましたけども、ただ私は、この中で、本当に住民のための議会、あるいは行政を本当に真剣に考える、そういう小手先やのうて真剣に考える、それが私は住民から信託を受け、信頼される議会、あるいは行政になるんじゃないかなと思います。

内容につきましては、先ほどの趣旨と同様でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井正八君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 議案第6号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

教育長につきましても、町三役と並んで同じように考え、同じ立場であるとの解釈で、議案第5号で賛成意見として述べました内容と同じ趣旨であり、この議案についても、反対する理由もなく、一定の削減をされることについては賛成をさせていただきたいと思います。

以上、簡単ですが賛成意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同よろしく願いいたします。

○議長（浅井正八君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（浅井正八君） 起立多数であります。よって議案第6号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第7号 斑鳩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 斑鳩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、

反対の立場で意見を申し上げます。

これは、先ほどの特別職の報酬についてと関連するんですが、実際に町が単独でいく場合の財政の健全化の中で、やはりしなければならないということの中では、少なくともこの条例、あるいはこれに関連する管理職の報酬カットの部分が、全く今回の議会の中では、我々が聞いていた内容とは大きく後退いたしました。最初、町長は、特別職の報酬カット、あるいは町職員の管理職をカットすると公言し、その後総務部長から具体的な数字で、部長、課長、課長補佐について一律2%をカットするという説明をしたにもかかわらず、今回の議会の中で説明されている部分につきましては、部長が2%、課長が1%、課長補佐はなし。その変わった理由についても、全く明確な答弁もされておられません。あげくの果てには、課長補佐につきましては、非常に生活にも色々一番お金のかかる時期というような意見。こんな内容で果たして斑鳩町の財政を健全化するというようなことが本当に言えるのか。我々議会が住民の皆さんの信託を受けてチェック機能を果たせるのかということをお問した場合に、私としては反対という立場であります。当初の計画の中では、人件費は1,000万削減出来る。結局、650万ぐらい。

こういうふうな中で、なぜこのような町長自らが公言した内容、あるいは総務部長自らが具体的な数字を挙げた内容が、いつの間にかこのような形ですり替えられるのか、あるいは変わって出てくるのか。こういうものについては、私は町としては十分なやっぱり住民の皆さんにも説明出来る、そういう体制で説明をしていただきたいかったし、そういう答弁はいただけるもんだと思っていたんですが、一向にそういうことは出ませんでした。したがって、私は、町のこの姿勢に対する不信を払拭することは出来ません。よって反対といたします。

○議長（浅井正八君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 議案第7号 斑鳩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

反対者は色々ご意見を述べられておられたというふうには思っておりますが、私自身は、この議案に対しまして率直に冷静に受け止めて討論をさせていただきたいというふうに考えております。この議案は、特定地域への出張する場合の日当として、条例の別表第2により、県下の特定地域への出張に支給をしていたものを、県下の出張にはすべて日当を支給しないというふうに改正をされるというものでありますが、この内部努力

に対しましては一定の評価をさせていただきたいと思っております。ただ、県内といっても、奈良県は非常に面積が広いこともあり、事務の簡素化やITの利用により、さらに効率的な事務執行に努められることをお願いをしておきたいと思えます。

また、一般職員にかかわる問題につきましては、町長の独断専行とならないよう十分内部協議をしていただき、民主的な体制を重んじることで、役場庁舎内の結束を固め、今後住民との協働へと流れをつくっていただけますようさらにお願いを申し上げまして、私の賛成意見とさせていただきます。どうぞ議員皆様のご賛同心からお願いを申し上げます。

○議長（浅井正八君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（浅井正八君） 起立多数であります。よって議案第7号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第8号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第8号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第9号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第9号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第10号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第10号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第11号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第11号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第12号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第12号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第13号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第13号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第14号 斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第14号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第15号 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 補正予算について反対の立場から意見を申し上げます。

J R法隆寺駅橋上駅舎の件であります。この件について、平成12年度で当初は橋上駅舎で7億円。J Rが3億円、町が4億円という形で話を聞いておりましたが、いつの間にかそれが21億円、20億円になり、周辺の道路整備では25億円、概算であります。かかるということがわかりました。総額45億円の費用であります。この事業について、少なくとも斑鳩町は年間80億の大体予算を組んでますが、半分以上の費用がかかります。

その中で、具体的にそしたら、費用対効果ということ考えた場合に、橋上駅舎で対応出来ないのか、あるいは自由通路を設けなければならないのか、そして橋上駅舎の部分について、本当にそういう細かい金額、そういう選択を審議されて、都市基盤整備委員会などで検討された結果このような事態になったのかということ色々私自身でも、これまでの平成16年度の都市基盤整備特別委員会の議事録を見てまいりました。しかしながら、これは非常にJ R負担と町の持ち出しのギャップですね、1,000万弱しかJ Rが負担しない。それで、その残りについてはすべて斑鳩町が負担するという中で、予算審査特別委員会の中でもはっきりいたしました。結局、町はお金を出すが、実際はJ R任せである、このような状況の中では、とてもこれが、今後財政の健全化を図っていく中で、私は懸命な選択だとは思いません。必ず、必要である事業であっても、財政を考えて、その期間を先に延ばしたりとか、そういう方法というのは私は検討すべきやないかなと思いますし、これまでの町が単独でいくと上げた以上、当然こういうものについても、もっと中身を私は精査する時間が必要であったのではないかなということ 생각합니다。

私自身も、それは確かに議員としてそういうことを議会の中で黙認してきたわけですが、改めて色々な角度から、専門家に聞いたりとか、自分なりに勉強し、そして知識を得る中で私はこういう結論に達したわけです。よって、今回の補正予算についても反対をさせていただきたいと思います。

- 議長（浅井正八君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。10番、吉川議員。
- 10番（吉川勝義君） 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場から意見を申し上げます。

本補正予算は、主に補助金等の確定及び事務事業費の確定に伴う年度末を見越しての予算補正が主な内容であります。老人医療費等の増加に伴い、老人保健特別会計繰出

金の増額、また保育園への広域入所者の増加に伴う委託料の増額、あるいはまた予防接種委託料や基本健康診断等委託料の増額の補正が行われております。いずれをとりましても、住民の福祉健康にかかわった必要不可欠な補正であります。

また、先ほど反対意見の中で、法隆寺駅駅舎橋上化事業、また法隆寺駅周辺事業等について述べられておりますが、これらの事業は、多くの住民の皆さんが、駅舎のバリアフリー化と駅周辺の交通対策を強く望んでおられた結果であり、また世界遺産のあるまちの玄関口にふさわしい駅舎として大いに期待をするものであります。

また、2面2線化に伴う配線変更が行われるのにあわせて、長年の懸案でありました踏切の拡幅が実施されることになっております。安全で快適なまちづくりが大きく前進するものと信じております。

今後、町におかれましては、都市基盤整備特別委員会での各委員の意見を踏まえ、法隆寺駅周辺整備に真剣に取り組まれるようお願いをいたしまして、一般会計補正予算（第8号）についての私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浅井正八君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（浅井正八君） 起立多数であります。よって議案第15号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第16号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第16号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第17号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第17号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第18号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第18号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第19号 平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第19号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第20号 平成17年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 議案第20号 平成17年度斑鳩町一般会計予算について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の予算は、斑鳩町の町民の多くの方が、このまちがいい、このまちのままでいてほしいと願われて、単独町制を目指すことと決定したことを受けての予算編成です。私たちも、襟を正して、さらなる重責を感じながら予算の審査に取り組ませていただきました。全体的には、86億3,000万というまだ余裕のある緊迫感に欠けるものであるというふうに考えます。確かに、福祉は後退させないと宣言された町長の姿勢や、私たち議員が提案したのもよく検討が加えられたあとが見えることは非常に評価出来るものですが、現在の状況のもとでは、以前よりかねがね申し上げてまいりました行政評価を確立していただき、各種分野の事業の見直しを町民皆さんと共に出来るようにしていただきたいと願っていることをまず申し上げておきます。

予算の中で特に問題となるものについて述べますと、まず歳入では、たばこ税の確保について、昨年11月ごろより月に400万円程度減収となっていることは重大な問

題です。なぜそうなったのか、原因を徹底的に調査をし、17年度には予算書にある数字を確保されるよう努めていただくよう強く要望をしておきたいと思います。

次に、歳出についてですが、JR法隆寺駅舎改築を含む駅周辺整備については、17年度では8億6,270万円の計上となっております。これにつきましては、現在も住民の皆さんから色々なご意見が寄せられています。交通バリアフリー法による移動円滑化に公共交通機関を含む市町村での基本構想を策定すれば、地方交付税による措置があることになっておりますが、斑鳩町ではこの基本構想は策定をされていません。巨額の費用を投じて進める事業であることから、住民に公表しなければならないとされるこの基本構想は、ぜひ策定し、この事業の理解を住民にも求めるべきであると考えます。

また、以前より斑鳩町が負担する額が多過ぎることについては懸念をしまいましたが、事業費は膨らむ一方です。事業費がふえれば、今後すべて斑鳩町の負担になるということが協定書からも読み取れることから、事業費の増は簡単に認めることは出来ません。

また、工事につきましては、JRの指定業者が行う、一般競争入札などの手法がとれない、こういうことから、工事費の単価についても、JRとの協議の中で少しでも単価を下げる努力をされたい。

以上のことにつきまして、特に留意をして取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

また、ビニールごみの処理につきましては、第3次斑鳩町行政改革実施計画の中で、再資源化を17年度から実施とされておりますが、埋め立てをし、費用も多額である現状より、リサイクルをし、今より費用が安いというのは、はるかによいことなのに、年度当初に実施出来ないというのは問題が残ります。

また、ふれあい交流センターの増築工事では、地元からの要望もなく、現在軽スポーツで利用されている方たちから、気軽に使えると喜んでいただいていることや、17年度で料金改定に踏み切ることで利用者の動向がつかめない中、また今後の重点施策として（仮称）総合福祉会館に取り組むことから、中途半端な取り組みとならないよう、17年度での計画は早計ではないかと考えます。

さらに、特定の団体が主催する研究大会への30名もの公費での参加、同じ研究大会の全国大会にも公費で2名の参加となっておりますが、3年前の財務局長の通知の中で、平成14年度予算の作成要領についてという内容のものが各地方公共団体へもおりてき

ていると思うんですが、ここで、会議などは出来るだけ昼食時を外し、食糧費は極力支出しないとしていることや、宿泊を伴う出張は極力抑制すること、また大会等への参加は原則1人とすることということから見ても、このままでいいのか大きな疑問があります。

また、斑鳩町が独自に2年間取り組んでまいりました小中一貫教育の研究、この中で斑鳩部会の研究成果による郷土の学習のための副読本購入が17年度予算化されています。内容は、各学校、各学年20冊の購入と、各学年の1クラス分にも満たない冊数での予算化です。その反面、特定の団体が発行する「なかま」という本は、週に1度の道徳で、しかも年間何度使うのかわからないというような状況の中、生徒児童全員に公費で配られています。この取り扱いの違いについては、私は大きな疑問を感じているということを申し述べておきます。

さらに、小集落地区改良事業につきましては、17年度予算にはありませんが、安堵町の工事の進捗に合わせる考え方が示されていることにつきましても、先ほどの財務局長の通知の中で、地対財特法関連のように、国・県補助金等が廃止されたものは、当該事務事業そのものを廃止することとし、町費への振り替えは認めないとされていることから、認識をきっちりとしていただき、今後も慎重な事務執行に当たっていただきたいと考えています。

また、各種審議会などの附属機関の取り組みにつきましても、年齢が高くなっていること、女性委員の割合をふやすこと、同じ人が幾つもの委員を掛け持ちすること、会議の運営が形式的になっていることについても、これまでも何度も申し上げてまいりましたが、なかなか改善が見られていないと感じています。

最後に、各部課の人員の配置につきましても、退職予定者がいても新規採用はしていないという中で、人件費の削減も大変重要だとは思いますが、各年度の重点施策、事業開始、制度改正などを勘案し、行政として住民に対し責任を果たす体制をとっていただきますようお願いを申し上げます。私の反対討論とさせていただきます。議員皆様のご賛同、心からお願いを申し上げます。

○議長（浅井正八君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） ただいま議題となっております議案第20号 平成17年度斑鳩町一般会計予算につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

地方財政の状況を見ますと、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成16年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。地方財政の借入金残高は、平成17年度末には205兆円の自然増が見込まれているところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されているところでもあります。

本町においては、引き続き一般財源の総額が減少する厳しい状況にあつて、少子高齢化対策、健康対策、教育の充実、障害者福祉施策の推進、防犯・防災の強化、そして都市基盤の整備など課題が山積する中、住民のニーズにこたえていくため、社会情勢を意識し、効果性、緊急性、必要性から最優先順位を明確化し、事業を厳選し、将来を見据え適切に対応していかなければならないことは言うまでもありません。

その中において、平成17年度一般会計予算は、町三役及び教育長の給料の抑制、管理職手当の抑制、県内出張に伴う日当の廃止、委託料を中心とした施設管理等の見直しなど内部努力を図りつつ、新たな行政需要への対応と、斑鳩町第3次総合計画の実現に向けて、限られた財源の中で取り組まれようとされております。

具体的に見ますと、本町の行政課題であるJR法隆寺駅周辺事業については、自由通路の本体工事の着手に向け取り組む中、懸案であった踏切拡幅工事が新年度実施の見通しとなり、周辺道路の整備についても地権者等のご理解とご協力を得られるよう努力されている。さらに、都市計画道路法隆寺線、史跡中宮寺跡の整備などについても、用地交渉を行う中、鋭意その実現を図るため、基金の取り崩しや可能な限りの確保を図りながらも、魅力あるまちづくりのために、重点的、積極的に取り組まれている。

次に、防災体制の整備については、災害の未然防止と拡大防止をはじめ、災害備蓄品の強化充実で、災害に備えるまち、安全で安心して暮らせるまちを目指し努力されている。

また、住民の健康と医療につきましても、健康増進や疾病予防、早期発見のためのがん検診における乳房X線検査マンモグラフィーの導入、乳児健診における個別検診の実施、歯科保健の推進、また福祉医療費助成制度改正の対応についても積極的な取り組みが見られ、高く評価をいたしております。

また、学校教育の充実が図れる中、子どもの安全確保のため、小学校校舎の耐震補強、子ども安全安心メールの配信などの施策の充実にも取り組みをされております。

町長の施政方針の冒頭に、今の時代の背景を示しつつ、自治体の課題と使命について述べられている。確かに地域を取り巻く社会環境は大きく変貌しつつあります。こうし

た流れの中で、すべての課題を公的制度のみで解決しようとするには、国、地方の財政状況から見ても、限界に近づきつつあります。

その中で、今、必要なのは、人と人が共に支え合うパートナーシップであり、コミュニティの再生と行政の協働が重要であると考えます。その意味で、今回、財政健全化に向けて行政と住民の果たす役割のあり方について、新たに財政健全化検討住民会議を設置されるとのことで、大いに期待し評価するものであります。

最後に、予算特別委員会で、各委員から厳しい指摘や意見、また定期監査結果報告で述べられた監査委員からの意見につきましては、真摯に受け止められ、町財政の健全化を目指し、町長はじめ職員一人ひとりが一丸となって真剣に取り組まれることを念願しつつ、予算の執行に十分留意をしていただけるよう要望し、私の賛成意見といたします。議員皆様方のご賛同をお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（浅井正八君） 起立多数であります。よって議案第20号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第21号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第21号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第22号 平成17年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第22号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第23号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてを



お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第23号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第24号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第24号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第25号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第25号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第26号 平成17年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第26号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第28号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第28号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第29号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公

共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議案第29号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第30号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議案第30号については、満場一致で可決いたしました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、発議第1号 「性犯罪者の再犯を防止するための法制度の早期制定」を求める意見書について、追加日程2、発議第2号 障害者自立支援法案の慎重審議を求める意見書について、追加日程3、議案第31号 史跡中宮寺跡の用地の取得の変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第1号 「性犯罪者の再犯を防止するための法制度の早期制定」を求める意見書について、追加日程2、発議第2号 障害者自立支援法案の慎重審議を求める意見書について、追加日程3、議案第31号 史跡中宮寺跡の用地の取得の変更についてを日程に追加し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、発議第1号 「性犯罪者の再犯を防止するための法制度の早期制定」を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。8番、坂口議員。

○8番(坂口 徹君) それでは、まず初めに議案書を朗読させていただきます。

発議第1号

「性犯罪者の再犯を防止するための法制度の早期制定」を

## 求める意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年3月23日提出

議会議員

嶋田善行

坂口徹

それでは、これにつきまして、意見書の朗読をもちまして提案説明にかえさせていただきます。

「性犯罪者の再犯を防止するための法制度の早期制定」を求める意見書

2004年11月、奈良市で起きた小1女児誘拐殺害事件の容疑者は、幼い女児のわいせつ目的の誘拐殺害というだけでなく、母親に女児の写真や再犯を示唆するメッセージを送りつけるなど、その異常性が毎日のように報道され、学校や地域では子ども達を守ろうと懸命になっていた中での逮捕であった。しかも逮捕された容疑者が幼女に対する強制わいせつ容疑など過去に2度の逮捕歴があった事が判明した。

この事から性犯罪者への再犯防止策に注目があつまり、法務省は警察庁に対し、性犯罪者の出所後の情報提供を行なうことに合意され、現在情報提供の対象となる性犯罪の罪種の特定や提供情報の範囲について協議が進められていると承知している。

一度刑罰を受けたはずの者が再犯に及ぶという性犯罪の再犯率は新聞報道によりますと、16%にも上るといわれており、警察庁は性犯罪前歴者の居住地を掌握するための情報を得ておくことは犯罪発生時における迅速な対応と、再犯防止策の有効な措置であるとしている。

一方、この制度については、「個人情報の保護」「犯罪者の更生」の観点から問題視する意見もある。「居住地は人の生活の本拠でプライバシーとして最大限に守られなければならない」と指摘し、「罪を犯した者でも刑罰に服した後は一般市民と同等のプライバシーが保障されるべきだ」と問題が指摘されている。

こうしたことから、情報提供対象者や情報提供の範囲及び服役中の矯正教育のあり方等について、慎重に検討議論を尽くし、「性犯罪者の再犯を防止するため」法制度を早期に制定されるよう政府関係機関に強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月23日

奈良県斑鳩町議会

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浅井正八君） お諮りいたします。本件につきましては、質疑討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって発議第1号については、満場一致をもって可決されました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、追加日程2、発議第2号 障害者自立支援法案の慎重審議を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、議案書を朗読させていただきます。

発議第2号

障害者自立支援法案の慎重審議を求める意見書について  
標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年3月23日提出

議会議員

浦野圭司

三木誓士

木田守彦

里川宜志子

中西和夫

次に、意見書の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

障害者自立支援法案の慎重審議を求める意見書

厚生労働省は平成16年10月12日に「今後の障害者保険福祉施策について（グランドデザイン案）」を公表し、本年2月10日に「障害者自立支援法案」として今国会に上程をした。

この「障害者自立支援法案」は現状の福祉政策を大きく転換させ、サービス利用者である障害者から「応益負担」としての費用負担を求めることになると共に、給付や支援事業などの位置づけの変更による地方自治体の混乱と市町村格差の増幅が予測される。

現在、政府は「老障一元化」の制度設計を模索するとともに、社会保障全般の見直し

に取りかかっている。特に障害者福祉については、社会的に不利を負う人々を当然に包含する社会をめざし、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受し、地域の人々と共に自立した生活ができるようにするというノーマライゼーションの理念の下、平成15年に新しく「支援費制度」が開始されたばかりである。

障害者団体、地方自治体からの異論があるにもかかわらず、財政問題からの切り口で制度変更を進めることは、障害者の権利を侵害するだけでなく、ノーマライゼーションの理念と逆行するものである。

よって「障害者自立支援法案」を含む社会保障の見直しには、次に掲げる点に留意した慎重な議論が求められる。

1. 適正な負担のあり方を検討し、低所得者対策などに配慮すること。
2. 市町村格差是正のための「国の責任」を明確にすること。
3. 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の総合的かつ体系的な制度設計に向け、慎重に議論を行うこと。
4. 「障害者や地方自治体」など関係する当事者の意見を聞く機会を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月23日

奈良県斑鳩町議会

議員の皆様方のご賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長（浅井正八君） お諮りいたします。本件につきましては、質疑討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって発議第2号については、満場一致をもって可決されました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、追加日程3、議案第31号 史跡中宮寺跡の用地の取得の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。

理事者の提案説明を求めます。阪野生涯学習課長。

○生涯学習課長（阪野輝男君） それでは、史跡中宮寺跡の用地の取得の変更についてご説明申し上げます。

まず、議案書の朗読をいたします。

議案第31号

史跡中宮寺跡の用地の取得の変更について

標記について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年3月23日 提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、まず要旨をご覧いただきたいと思います。

昨年12月定例議会で議決をいただき、公有化を予定していた地権者8名（17筆）のうち法人地権者1名（2筆）について、買い上げ交渉を行ってまいりましたが、平成16年度内での契約が出来なくなったことから、平成17年度での公有化を予定していた地権者のうち、1名（1筆）を今年度に変更し買い上げをするものであります。

なお、当該法人地権者につきましては、引き続き交渉を行って、当初の計画どおり整備事業を推進していく計画であります。

また、変更いたします地権者につきましても、了解を得ているところでございます。

それでは、議案書の2枚目をご覧いただきたいと思います。

このことに伴いまして、所在地につきましては、変更前は、法隆寺東2丁目404番地他16筆から他15筆に、地積が7,077平方メートルから6,985平方メートルで92平方メートルの減、取得価格が1億8,564万9,710円から1億8,501万6,210円で63万3,500円の減となっております。契約の相手方につきましては、川口三妙子他7名で変更はございません。

また、参考資料といたしまして、最後の方に、公有化図面と用地取得等一覧表を添付しておりますので、あわせてご覧いただければありがたいと思っております。

変更いたしました1名の方につきましては、議会終了後直ちに契約等の手続を行う予定であります。

なお、当初予定の法人地権者につきましても、引き続き交渉を行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第31号の説明とさせていただきますが、温かいご審議を賜りまして、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 説明が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第31号 史跡中宮寺跡の用地の取得の変更については、満場一致で可決いたしました。

続いて、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願い申し上げます。

続いて、日程6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成17年第2回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例についてをはじめ、平成17年度一般会計予算、各特別会計予算など、実に数多くの議案を提出、また本日追加議案として、議案第31号 史跡中宮寺跡の用地の取得の変更についてを提出させていただきましたが、議員皆様には、去る3月2日から本日までの22日間にわたり、慎重かつ熱心にご審議を賜りました。いずれの議案につきましても、温かいご配慮により、原案どおりご承認賜り、深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。特に、さきの定例監査報告及び本会議並びに各委員会におきまして賜りましたご意見、指摘事項につきましては、真摯に受け止め、今後の行政運営を進めてまいります中で、十分に配慮し、さらに合理的、効果的な行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

本町の財政事情は引き続き厳しい財政状況であることから、独自の戦略を描き、自主的、創造的なまちづくりに向けた高い経営能力を身につけて、今日的課題に迅速に対応してまいりたいと考えております。

そうしたことから、平成17年度予算につきましては、すべての事務事業の見直しを行い、経費の全般にわたり徹底した節減、合理化に努め、限られた財源を有効に活用する中で予算編成を行ったところであります。これらの諸施策の推進に当たっては、議員皆様方のご意見等を十分に拝聴しながら、「人にやさしいまちづくり」を基本理念として、「一人ひとりが創り出すまち」、「歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向け、職員ともども一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き町行政の円滑な推進にご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

3月半ばも過ぎ、日一日と暖かくなってまいりましたが、まだ肌寒い日もあるようで、議員の皆様方にはくれぐれもお体にご自愛くださいますようご祈念を申し上げまして、お礼方々本定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） これをもって、平成17年第2回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前11時44分 閉会）